

(局様式7) 協定内容の公表

相川小学校遊々の森における国民参加の森林づくり活動の公表

山梨森林管理事務所は、下記のと通りの森における森林づくり活動の協定の更新をしたので公表します。

記

1 協定相手方の名称

団体名 甲府市、甲府市立相川小学校

2 「相川小学校遊々の森」の概要

(1) 位置 山梨県甲府市和田国有林1林班は小班外1

(2) 面積 2.39ha

(3) 主な活動内容 森林体験学習活動等

3 協定項目

別添「協定書」(写) のとおり

4 その他

更新の理由 森林体験学習活動を継続して行うため。

令和 4年 4月 5日

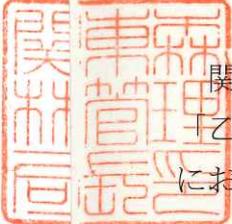
関東森林管理局

山梨森林管理事務所長 小川 農人

担当：業務グループ(森林ふれあい担当)

電話：055-253-1336

遊々の森（相川小学校）における森林環境教育の推進活動に関する協定書



関東森林管理局長（山梨森林管理事務所）（以下「甲」という。）と甲府市長（以下「乙」という。）及び甲府市立相川小学校 校長（以下「丙」という。）は、遊々の森における森林環境教育の推進活動に関し、次の条項のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における森林環境教育の推進活動が円滑に実施されることを目的とする。

（遊々の森の名称、位置及び面積）

第2条 甲は、乙が分収契約者となっている分収林である山梨森林管理事務所和田国有林1林班は小班の1.82ha及びこれと隣接する和田国有林1林班い2小班0.57haの2区域、合わせて2.39haを遊々の森として丙に活動させるものとする。

なお、遊々の森の名称は、「相川小学校遊々の森」とする。



（全体活動計画書の提出）

第3条 丙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲及び乙と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

（年間活動計画書の提出）

第4条 丙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲及び乙と調整の上、前年度末までに提出するものとする。

なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲及び乙に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲及び乙と連絡及び調整を行うものとする。

（活動実績の報告）

第5条 丙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年間活動実績報告を作成し、年度末までに甲及び乙に報告するものとする。



（活動の実施）

第6条 丙は、別紙様式1及び様式2の計画に沿って活動を実施するものとする。

2 甲、乙及び丙は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。

3 乙は、丙に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

- 4 丙は、分収林区域での体験活動の実施にあたっては、乙と共同して実施するものとする。
- 5 丙は、体験活動にあたり体験活動参加者に対し、別紙「遊々の森とともに」の内容を事前に教育し、理解させるとともに体験活動参加者の安全に十分配慮するものとする。
- 6 丙は、分収林内外区域においては体験活動の参加者以外の地域住民による森林レクリエーションのための利用があることにも留意して活動を実施するものとする。

(入林の際の連絡・調整)

第7条 丙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲及び乙に書面（FAX及びメールによる送信を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

また、丙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

(安全確保等の措置)

第8条 丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等、緊急時の連絡体制の確保及び事後措置等について万全を期することとする。

- 2 丙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。

万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

(経費の負担)

第9条 活動の実施に要する経費は、乙及び丙が負担するものとする。

(立木竹等の所有権等の権利)

第10条 丙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所 の土地、立木等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

また、乙が有する権利は、分収林契約に基づく権利の範囲内とする。

(施設の設置等)

第11条 丙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲及び乙に連絡し、調整を行うものとする。

- 2 丙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。

ただし、甲及び乙がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

(法令等の遵守)

第 12 条 丙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

(山火事防止等の措置)

第 13 条 乙及び丙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 乙及び丙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3 乙及び丙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙及び丙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

(活動の円滑な実施への協力)

第 15 条 甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

(遊々の森の適切な管理)

第 16 条 甲は、遊々の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

(協定の破棄等)

第 17 条 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙及び丙に事前に通知するものとする。

- (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙及び丙から甲に対し別紙様式 4 による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- (3) 遊々の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用、公共用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第 5 の 2 の団体の条件の全

部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

(6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適當であると認められる場合

2 乙及び丙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は、乙及び丙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

(協定の有効期間)

第18条 この協定は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙及び丙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

(その他必要と認められる事項)

第19条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

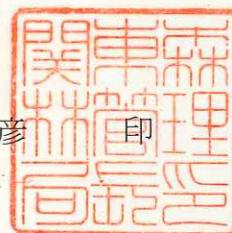
2 この協定の実施に関し、疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協議して定めるものとする。

3 別紙「遊々の森とともに」の内容は、甲、乙及び丙の合意により変更できるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 4月 1日

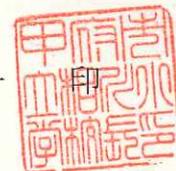
(甲) 関東森林管理局長 赤崎 暢彦
(山梨森林管理事務所)



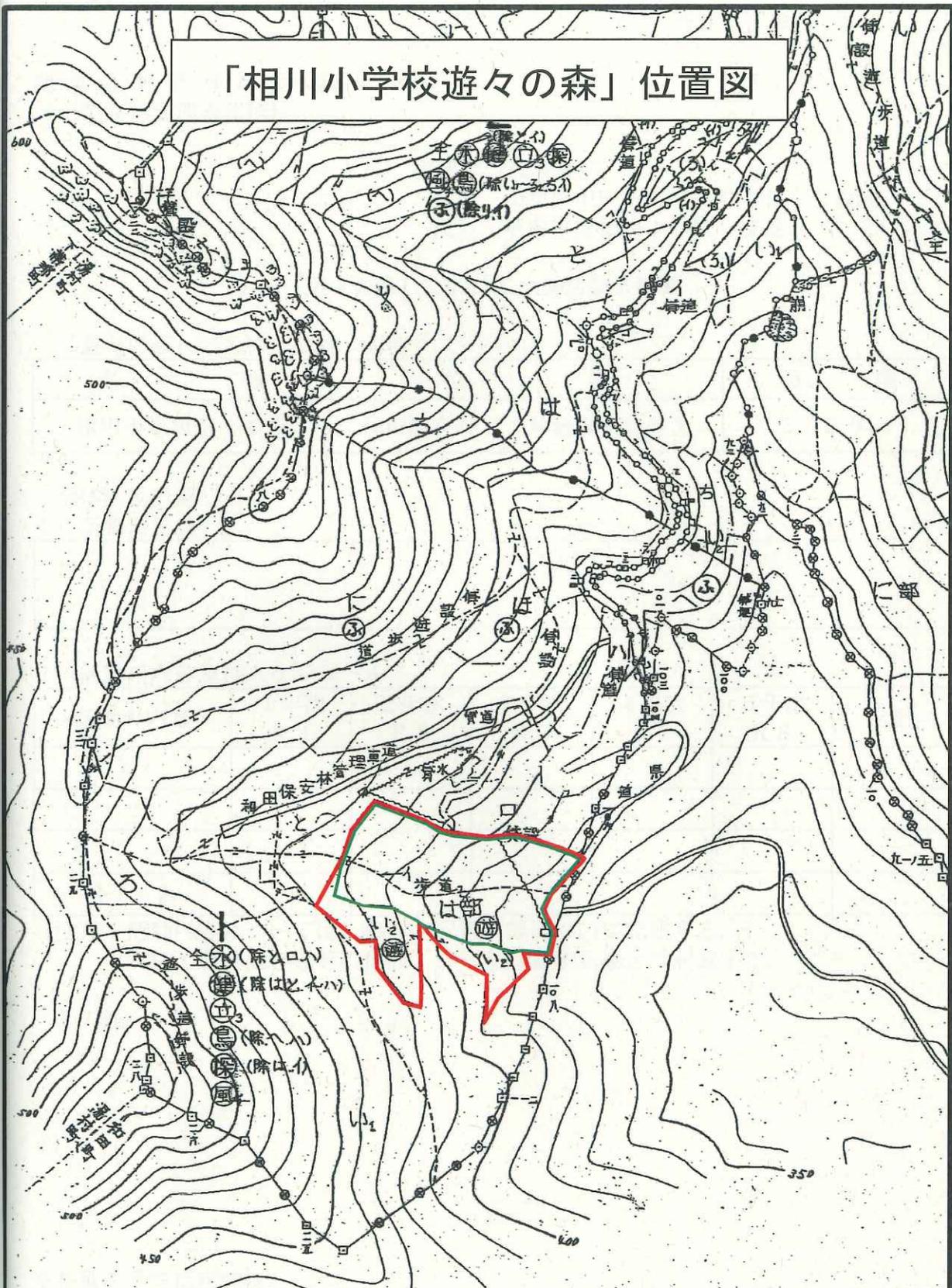
(乙) 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市長 樋口 雄一



(丙) 山梨県甲府市古府中町1501番地
甲府市立相川小学校 校長 桐山 賢一



「相川小学校遊々の森」位置図



和田国有林

林班	小班	小班面積	林地面積	その他面積	備考
1	い2	0.57	0.57		
	は	1.82	1.81	0.01	部分林
計		2.39	2.38	0.01	

(別紙様式1)

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿
(山梨森林管理事務所)

協定者 (代表者)
住所 山梨県甲府市古府中町1501番地
氏名 甲府市立相川小学校 校長

「遊々の森」における全体活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
相川小学校遊々の森	和田国有林 1林班は小班外1	2.39ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 R4	2年次 R5	3年次 R6	4年次 R7	5年次 R8	合計
合 計						

(注) ・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。
・資材・道具置き場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式2)

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿
(山梨森林管理事務所)

協定者 (代表者)

住所 山梨県甲府市古府中町1501番地

氏名 甲府市立相川小学校 校長

令和 年度「遊々の森」における活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
相川小学校遊々の森	和田国有林 1林班は小班外1	2.39ha

2 令和 年度活動計画

活動の内容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植栽、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式3)

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿
(山梨森林管理事務所)

協定者 (代表者)
住所 山梨県甲府市古府中町1501番地
氏名 甲府市立相川小学校 校長

令和 年度「遊々の森」における活動実績報告書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
相川小学校遊々の森	和田国有林 1林班は小班外1	2.39ha

2 令和 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数(参加者内訳)	活動内容(数量等)

※参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人等により区分してください。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告してください。

3 その他

(別紙様式4)

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿
(山梨森林管理事務所)

協定者 (代表者)

住所 山梨県甲府市古府中町1501番地

氏名 甲府市立相川小学校 校長

「遊々の森」の協定解消の申請書

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間
名 称：相川小学校遊々の森
場 所：和田国有林 1林班は小班外1
面 積：2.39ha
協定の有効期間：令和9年3月31日

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無
有・無

(2) (1)で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1)で「有」とした場合の、施設撤去予定期日
令和 年 月 日

名 称	位 置	面 積	協定の有効期間
相川小学校遊々の森	和田国有林 1林班は小班外1	2.39 ha	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月31日

「遊々の森とともに」

※ 遊々の森は、みんなを待っています。森での活動は、きっと心に残ります。
さあ、みんなで工夫をして森とともに成長していきましょう。
だけど森では、みんなのきまりをやぶったり自然をこわすようなことをしてはいけません。

○ していいこと。

- ・ してはいけないことでなければ、何をやってもだいじょうぶ。
自由に考えて遊々の森に親しんでください。
- ・ たとえば、葉っぱや実を取って調べること。
(木や草は生きています。たくさん取りすぎではいけません。)

○ してはいけないこと。

- ・ 木や草をきずつけてはいけません。
(木をけずったり、皮をむいたり、「くぎ」を打つこと。)
- ・ 生きているものをむやみにきずつけてはいけません。
- ・ 火を使ってはいけません。
- ・ ゴミは持ち帰りましょう。

このことは、学校のじゅ業のときも、友達と森に出かけるときもわすれないで！

※ 遊々の森での約束ごと。

平成17年1月1日現在

